

平成 2 9 年第 8 回教育委員会

定例会議事録

平成 2 9 年 8 月 3 日

東久留米市教育委員会

平成29年第8回教育委員会定例会

平成29年8月3日午前10時00分開会

市役所7階 703会議室

- 議題 (1) 議案第26号 平成30年度東久留米市立小学校使用教科用図書『特別の教科
道徳』の採択について
- (2) 議案第27号 平成30年度東久留米市立小中学校特別支援学級の使用教科用図
書の採択について
- (3) 議案第28号 「平成29年度(平成28年度分)東久留米市教育委員会の権限
に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」の策
定について
- (4) 議案第29号 平成29年度東久留米市一般会計(教育費)9月補正予算(案)
について
-

出席者(5人)

教 育 長	直 原 裕
委 員 (教育長職務代理者)	尾 関 謙一郎
委 員	名 取 はにわ
委 員	細 田 初 雄
委 員	細 川 雅 代

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	師 岡 範 昭
指 導 室 長	宍 戸 敏 和
教 育 総 務 課 長	小 堀 高 広
学 務 課 長	島 崎 修
生 涯 学 習 課 長	市 澤 信 明
図 書 館 長	岡 野 知 子
主幹・統括指導主事	荒 井 友 香
教科用図書選定調査委員会 調査委員会副委員長	宮 下 英 雄
特別支援学級使用教科用図書選 定調査委員会調査委員会委員長	鳥 海 眞由美

事務局職員出席者

庶 務 係 長	鳥 越 富 貴
---------	---------

傍聴者 50人

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前10時00分)

- 直原教育長 これより平成29年第8回教育委員会定例会を開会します。本日は全員出席です。
-

◎議事録署名委員の指名

- 直原教育長 本日の議事録の署名は尾関委員にお願いします。
○尾関教育委員 はい。
-

◎傍聴の許可

- 直原教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますか。
○鳥越係長 はい。
○直原教育長 お入りいただきます。暫時休憩します。

(休憩 午前10時01分)

(傍聴者入室)

(再開 午前10時04分)

再開します。

傍聴の方にお知らせします。お配りしている資料についてですが、ご入用の場合はお持ち帰りいただけます。

◎議事録の承認

- 直原教育長 議事録の承認に入ります。7月3日に開催した第7回定例会の議事録についてご確認をいただきました。特に修正のご連絡はありませんでしたがよろしいでしょうか。
(「はい」の声あり)

異議なしと認め、議事録は承認されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 直原教育長 議題に入ります。「議案第26号 平成30年度東久留米市立小学校使用教科用図書『特別の教科 道徳』の採択について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。
- 師岡教育部長 「議案第26号 平成30年度東久留米市立小学校使用教科用図書『特別の教科 道徳』の採択について」、上記の議案を提出する。平成29年8月3日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由ですが、平成30年度に東久留米市小学校が使用する教科用図書の採択を行う必要があるためです。詳しくは指導室長から説明します。
- 穴戸指導室長 東久留米市教科用図書採択要綱の規定に基づき、東久留米市立小学校で使用する「特別の教科 道徳」の教科書採択に係る事務手続を進めてきました。お手元の資料を説明します。委員の皆様には選定調査報告書、東京都教育委員会の策定した「平成30～31年度使用教科書調査研究資料」及び教科用図書の見本本を用意しています。また、学校の意見、市民の意見をまとめたものもお配りしています。

選定調査報告書についてご説明します。平成30年度から使用する「特別の教科 道徳」の教科書が文部科学大臣の検定を経たことから、採択手続に係る「教科書選定調査委員会」並びに「教科別資料作成委員会」の設置が必要となりました。選定調査報告書は「教科書選定調査委員会」が作成した資料です。選定調査委員会による報告資料調査内容については、教科用図書選定調査委員会の副委員長から説明してもらいますが、よろしいでしょうか。

○直原教育長 教科用図書選定委員会の宮下副委員長においていただいておりますので、宮下副委員長からご説明をお願いします。

(宮下調査委員会副委員長 着席)

○直原教育長 お願いします。

○宮下副委員長 教科用図書選定調査委員会の副委員長を務めました宮下です。よろしく申し上げます。去る5月9日(火曜日)、6月29日(木曜日)、さらに7月11日(火曜日)に教科用図書選定調査のための委員会を開催しました。5月9日の委員会では「教科別資料作成委員会」に資料作成を依頼しました。6月29日と7月11日の委員会では、資料作成委員から、作成した資料について詳細にわたり報告を受けました。本調査委員会では、その資料が適切かどうかを調査しました。その際、報告資料については東久留米市教科用図書採択要綱実施細目に則り、調査研究の4観点、すなわち各教科書の「①内容のおさえ方」「②構成・分量」「③表現」「④使用上の便宜」の4点を踏まえて調査選定委員会で調査し、本選定調査委員会報告書を作成しました。

○直原教育長 概略をご説明いただきましたが、各委員からご質問はありますか。

○細川教育委員 道徳の教科書の採択は初めてになりますが、特に注意した点はありますか。

○宮下副委員長 先ほど申し上げました四つの観点から留意し、客観的に、公平でかつ公正に分析されているかについて資料が適切に作成されているかが肝要です。選定調整委員会では、教科書にも当たり、記載されている内容は十分な根拠があるかなどについて審議し、資料が適正に作成されていることを確認しました。

○直原教育長 それでは中身の審議に入りますが、先ず宮下副委員長から、この後、報告書全体についてご説明していただき、その後、各委員から質問を出していただき、その都度、宮下副委員長からお答えをしていただければと思います。ではご説明をお願いします。

○宮下副委員長 委員の皆様方にはお手元の調査資料をご覧いただければと思います。要旨についてご説明します。

先ず、東京書籍の『新しい道徳』についてです。全学年の重点指導内容は「親切、思いやり」であり、繰り返し発達段階に応じて指導するようになっていきます。問題解決的な学習に対する教材を3年生以上に掲載しています。導入教材では、授業の流れや様子を分かりやすく示しています。考える道徳を実践するために学習の進め方が示されるとともに、話し合いの約束を設け、言語活動が適切に行えるように工夫されています。いじめ問題については全学年の教材に掲載されています。情報モラルや防災教育に関する教材も掲載しています。大きさはA B判、軽量化に努力されています。

続いて、学校図書の『かがやけ みらい』についてです。「どうとくの学習を始めよう」による学習の進め方が掲載されています。考える道徳、議論する道徳を促すために、「読み物」と「活動」の2冊構成になっています。35教材プラス多数のコラムが配置されています。現代的な課題である「オリ・パラ」コラムを掲載しています。教材文と発問を分離して

います。主体的な課題発見や授業展開の自由度を上げています。活動の冊子にはワークシートの貼り付けができるようになっており、学習記録となっています。授業を支えるデジタル教科書についても充実させています。大きさはA B判です。

続いて、教育出版の『はばたこう明日へ』についてです。「生命尊重」「いじめ問題」「情報モラル」を重視したテーマとして設定し、教材を充実させています。特に、高学年に偉人についての教材を多数掲載しています。モラルスキルトレーニングや役割演技を全学年随所に配置し、高度化を図っていることで、体験を通した道德価値の理解をねらっています。低学年では巻末に「身につけよう礼儀マナー」が記載されています。2学年では、国旗・国歌に関する内容が記載されています。横幅A B判で、ゆったりとしたレイアウトが醸し出されています。

光村図書の『きみが いちばん ひかるとき』についてです。さまざまな分野の活躍中の有名人を取り上げ、さまざまな内容項目で扱っています。各教材の冒頭に児童への呼びかけの言葉が示されており、児童の考えを引き出すきっかけづくりとなっています。生命尊重に重点を置いています。文章量が多く、教材の読み取りが必要です。語彙（ごい）を増やす取り組みなど、国語に関連した活動が多いようです。年間を通した見通しの持てる構成が意識されています。それぞれの教材に「めあて」「問い」「考えよう」「つなげよう」の発問があり、授業の中身が分かりやすく構成されています。B 5判の大きさです。

日本文教出版の『小学道德 生きる力』についてです。巻頭にオリエンテーションのページを設置し、「道德のとびら」として、気づく、考える、深める、見つめる、生かすの順に学習が進むことを記載しています。別冊「道德ノート」を収録しています。升目付きの回答欄があり、学習の記録としての評価の参考になるようにつくられています。保護者記入欄も設け、家庭との連携を図っています。いじめ問題、情報モラルなどの重点テーマをユニット化し、複数時間で指導できるようになっています。A B判の大きさです。道德ノートはB 5判です。導入に使えるデジタル資料も付いています。

光文書院の『小学道德 ゆたかな心』についてです。冒頭で紙面構成について説明しています。学習の流れを把握させる工夫があることが分かります。「さあ、道德の学習が始まります」のページを配置し、道德で学ぶ内容を明らかにし、道德を学ぶ意義を児童に考えさせる工夫をしています。重点主題を生命の尊重とし、各学年に4教材ずつ配置しています。3 5教材に加え、入れ替え用を5教材加えています。学習後の振り返りができるように巻末には自己評価シートも付いており、保護者も記入できるようになっています。教材の下段には、キャラクターによるさまざまな問いかけが配置されています。多面的、多角的な考えを促す工夫があることが窺（うかが）われます。いじめ防止、情報モラルも掲載されています。大きさはA 4の変形判です。直接書き込みができ、また、デジタル教科書も附属をさせています。

学研の『みんなの道德』についてです。全学年で命の教育が焦点化されています。情報モラルなど、現代的な課題についての教材を多数掲載しています。主題を本文と出会うまで記載しないなど、特定の価値観を押し付けることなく、児童の問題意識を大切にしたい主体的なまとめの工夫がされています。写真が大きく、読み物は短く、導入教材、問題の発見、考えよう、学びのページの構成順になっています。1年間を通した学びの全体像も明示するページが設定されています。大きさはA 4判です。

最後に、廣濟堂あかつきの『小学生の道徳 道徳のノート』についてです。主体的に考え、判断できる力をリースするよう、本書と別冊ノートの2部構成になっており、評価の参考となるよう工夫されています。ノートに保護者記入欄を設け、家庭との連携を図っています。現代的な課題に対する教材、人権、いじめ防止に関する教材、情報モラル、教材が各学年に網羅されています。冒頭で授業の展開について説明することで児童の理解を深めるよう工夫されています。話し合い活動を通して、多面的、多角的な考えを促す工夫がされています。大きさはA B判です。

以上、8社について要旨の説明させていただきました。

- 直原教育長 ありがとうございます。ただいま発行者別の特徴点についてご説明をしていただきました。この後、各委員等の間で質疑等をしたいと思います。いかがでしょうか。
- 細川教育委員 教科書というものは、子どもたち自身が使いやすいということと、主体的に取り組む気持ちになれることが大切だと思っています。東久留米市では、いじめについても重要な問題としています。そこで、いじめ問題に対して各社はどのような取り組みを行っているか伺います。
- 宮下副委員長 子どもたちが使いやすいかどうか、いじめ問題への取り組みの2点についてご説明します。1点目の子どもの使いやすさと主体性についてです。発達の段階に応じて、さまざまな角度から考察できる教材が全学年に掲載されています。また、系統的に確実に学習できるような教材が全学年に掲載されています。方法はさまざまですが、どの教科書会社でも子どもたちの主体性が発揮できるように学習展開の工夫がなされていると感じました。2点目のいじめ問題についてですが、そのことは学習指導要領改訂の背景の一つに挙げられていますので、各社とも積極的に掲載していると考えます。本質的な問題解決のためには、いじめをしない態度を育てるだけでなく、いじめの問題は何かを理解し、具体的にどのように行動するかについて考えさせるような構成になっていると強く感じています。
- 細田教育委員 「道徳心」と一口に言う人が多いですが、学校だけで養えるものではないと思います。「おはよう」と声をかけ合う地域では、家庭でも子どもは「おはよう」と言います。家庭での保護者の接し方なども随分影響するのではないかと思います。家庭や地域のことが書かれている教科書はありますか。
- 宮下副委員長 ただいまのご質問については、私はまさにそのとおりで、道徳教育は進めなければいけないと考えています。道徳教育は道徳の時間をはじめ、学校教育活動全体を通して育成するもので、さらに、保護者や地域との連携が大切だと考えています。そのために、家庭での出来事や地域との交流を描いたものなど、家庭や地域との連携が取りやすい題材がさまざまな形で取り上げられています。そして、児童に自分の日常生活を振り返らせることで、家庭や地域での自分について考えることができるように構成されています。また、地域探検を題材にしたものについては、学校ごとの地域性を考慮することができるように配慮されています。学校、保護者、地域の連携を示唆したメッセージの記載も見られます。また、保護者の記入欄もある構成も見られました。
- 直原教育長 ほかにはいかがでしょうか。
- 尾関教育委員 今回は道徳の教科書導入の目的もあると思いますが、できるだけ物事を多面的、多角的に考えさせることが趣旨としてあると思います。これまでの、先生が一方的に話すということではなく、「考え、議論する」という道徳に転換しなければいけないと思いま

す。そういう質的転換について、教科書における工夫をどのように思われますか。

○宮下副委員長 ただいまのご質問についてですが、これは今回の道徳の教科用図書を考えるときの大きな議論の焦点になったところだと考えています。まず、読み物道徳からの脱却を図るための授業の質的転換ということが、「考え、議論する」道徳ではないかと感じています。そのために、問題解決の学習や道徳的な行為に関する体験的な学習に合った教材が取り入れられています。特に「考えること」が重要です。自分の考えを十分にもつために、また、多様な考えを誘発する発問や思考をサポートする、思考をガイドする方策がさまざまに取り入れられています。そして、自分と異なる意見と向かい合い、議論できるように工夫がされていると考えています。

○直原委員長 ほかにいかがでしょう。

○名取教育委員 いじめのことを取り上げているのはよく分かりました。人権において、「いじめ」は人としての尊厳を害する非常に重要な問題ですが、人権にはそれ以外にも多くの概念があります。例えば、自己実現ができるとか、平等に取り扱われるとか、生存権というものもあります。そういう広い観点の人権ということについてどのように取り扱われているかを伺います。また、今の子どもたちは情報モラルという本当に大きな問題に直面しており、さらに、私たち日本人は国際化の波に巻き込まれており、グローバル化は子どもたちも日々接していることだと思います。このような新しい現代的な課題についても十分子どもたちに考えてほしいのですが、その辺についての各社の取り上げ方についてのご説明していただければと思います。

○宮下副委員長 ただ今のご質問についても、学習指導要領の改訂の背景の一つに関するものであると考えています。各社とも積極的に取り上げられていると感じました。特に、国際理解や、持続可能な社会づくりを取り上げている教科用図書もありました。情報モラル、グローバル化、いじめ問題、国際理解については、道徳の内容項目にも含まれています。また、環境、福祉、共生についても取り上げられているところも見られました。これらの現代的な課題に対して、さまざまな文化や価値観を背景とする人々と相互に尊重し合いながら生きることが求められてきています。現在もその課題に努力されていますが、今後も継続して課題の解決に向け、より良い方向を目指す資質能力を支える努力がこれから期待されると、内容の構成から感じとったところです。

○直原委員長 ありがとうございます。今回が初めての「特別の教科 道徳」教科書の採択ですので、これまで選定調査委員会報告書についてご説明いただきました。

改めて、今回の選定調査作業全体を通して宮下副委員長としての所感といいますか、全体的にこんなことを考えたということがあれば、まとめとしてお話し願えればと思います。

○宮下副委員長 個人的な考え方は言いにくいところですが、4点に分けてお話しさせていただきます。

1点目は調査委員を仰せつかり、改めて「特別の教科 道徳」が誕生するまでの経緯についての理解と認識を新たにしたいということです。それは道徳が教科に格上げされたということではありません。単なる格上げであるならば、学習指導要領の第1章総則、第2章各教科、その各教科の中に位置付ければ良いのですが、今回は新たに第3章を設置し、そこに「特別の教科 道徳」と位置付けたことです。通常の教科であれば専門の免許を有する教員が指導しますが、「特別の教科 道徳」は学級担任が担当する教科です。また、通常の教科であれ

ば数値による評価が多いのですが、これは数値による評価は馴染まないという点です。また、現代的な課題であり、しかも深刻化を増してきているいじめ問題の解決が背景にあることを感じさせられる教科用図書の作成には各社が努力されていたということです。

2点目は、授業の質的転換をどう迫ることができるかということです。従来の道德の授業では、ややもすると、読み物資料に登場する人物の心情理解のかかわり、こんな価値観を読み取るべきだという形式的な指導が多く見られていることです。読み物道德からの脱却を図るための授業の質的転換が、「考え、議論する」道德です。そのため問題解決的な学習や、道徳的な行為に関する体験的な学習に合った教材が取り入れられています。そのことは読み物教材の登場人物と、その言動について「自我関与」させます。「自我関与」とは自分ならどうするか、どのように考えるかということです。自我関与させながら、自分なりの価値観を取り上げていく方向、あるいは自我関与させながら体験を考えたり、体験しながら問題解決的な学習につなげていく方法などを交えながら、読む道德から考える道德、そして議論する道德へと、しっかりした流れとなるように構成されていくことを強く感じたところです。

3点目は、子どもの思考と授業の質的転換との関連性です。授業の質的転換については先ほど述べたとおりですが、子どもがどのように価値追求の方向に議論できるかが授業展開の鍵になります。そのため、学習の方向性を示唆するサポート役や思考をガイドするキャラクターの存在は価値追求への大きな期待が高まります。各社とも子どもに興味関心のあるキャラクターを登場させたり、挿絵や写真を取り入れたりして、思考を支えた構成は共感できます。私は東久留米市教育委員会で行っている、「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」の点検評価者として、長く教育の現状を見させていただきました。その経験から述べさせていただきますと、児童の国語力、すなわち読解力を基にした価値追求にはサポート役やガイドによる学習展開が効果を期待できると考えられます。

最後になりますが、4点目として、教師の指導観が大切だと考えます。価値観、児童観、教材観を明確にしていかなければ、考える、議論する基盤が成立しません。学習指導要領や解説書に書かれている内容項目を教師自身が解釈し、児童に何を考えさせたいのか、明確にしなければ道德の特質を押さえた学習は成り立ちにくいと感じています。

長くなりましたが、以上の4点をもって所感とさせていただきます。

○直原委員長 ありがとうございます。宮下副委員長との質疑は以上とします。それでは、ここで宮下副委員長にはご退席をしていただき、議論を続けたいと思います。

(宮下調査選定副委員長 退席)

宮下副委員長との質疑を踏まえ事務局等への質問があると思いますので、さらに審議を深めたいと思います。初めに、事務局からその他の資料についての説明をお願いします。

○穴戸指導室長 初めに、東京都教育委員会の作成した「平成30～平成31年度使用教科書調査研究資料」について説明します。本資料は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条及び第11条の規定により作成されているものです。教科書の特徴をより明確にするため、12の事項について調査研究を行っています。具体的には内容項目の構成や教材数、情報モラルや現代的な課題について取り扱っている教材名、先人の伝記等を扱う教材名及び著名人による教材名、役割演技等、体験的な学習を促す設問、その他として、国旗・国歌の扱い、防災や自然災害の扱い、性差と家族に関する表現、オリンピック・パラリンピックの扱いなどです。平成30年度～平成31年度使用教科書研究資料についての説

明は以上です。

○直原委員長 ご質問等がありますか。

○細川教育委員 学校や市民の意見について資料の補足があればご説明をお願いします。

○宍戸指導室長 学校の意見についてですが、各学校の意見をまとめた横書きの資料をご覧ください。各出版社の道徳教科書見本に対する意見について、出版社ごとにまとめています。上段が肯定的な意見、下段が否定的な意見です。同じ内容の意見はまとめて記載してあります。次に、市民の意見です。こちらも出版社ごとに、道徳教科書見本に対する市民の意見としてまとめてあります。市民の皆様からも大変多くの意見をいただくことができました。学校の意見と同じように、出版社ごとにまとめています。上段には肯定的な意見、下段には否定的な意見で、同じ内容の意見についてはまとめてあります。説明は以上です。

○直原委員長 ほかに事務局に対してありますか。よろしいでしょうか。それではここからは委員の皆さんからご意見をいただきたいと思います。

○尾関教育委員 初めての道徳の教科書の採択でしたので、私どもも前もって各社の教科書を見させていただきました。先ほど、宮下副委員長に伺いましたが、内容的に、子どもたちから、多面的で多角的な考え方をいかに引き出していけるかが必要だと思いました。副委員長のお話にもありましたが、先生たちがそれを体験的にどうやって教えていくのが重要だと言われました。先生にとっての使いやすさというのは、形式的には分冊とかノートがあるのはどうだとか、副読本をそのまま使って良いのかなどの問題があるかと思います。材料をもとに議論の形にしていくこと、体験的な学習の方法を行えるのかどうかということも必要だと思いました。また、国語との共通性ということについてですが、単なる読み物道徳ではなく、国語の読解力を含めて考え、「国語力の向上が道徳力の向上につながっていく」という観点も重要ではないかと思いました。例えば、私がこの教科書を支持しているということではありませんが、学研では、冒頭に内容項目が書かれていないため、逆に自分たちで考えることができると思いました。また、光文書院では、「学校ではどんな人にお世話になっていますか」という問いかけをして、考えながら読み進める形になっています。そういう点について子どもたちに考えさせ、多角的で多面的な考え方がどうやって出てくるのか。先生たちに使いやすいのかなどの観点から、道徳の教科書を採択していきたいと思います。

○細川教育委員 小学生が対象なので、まずは心を引かれるような教科書が良いと思いました。「道徳ってこんな勉強するんだ」というふうに、どきどき感やわくわく感など、目が釘づけになるような教科書が良いと考えながら、いろいろな教科書を見せていただきました。私もその出版社を支持しているわけではありませんが、1年生ではまだ「あいうえお」も習っていないので最初から文字がたくさんあるのはどうかと思っていましたが、例えば、あかつきの『小学生の道徳』では最初は絵だけでした。「これを見てどう感じますか」と。そういう一歩から始まる道徳も良いのではないかと感じました。また、日本文教出版では、イラストなども色鮮やかに描かれています。リオのオリンピックの写真が大きく取り入れられていました。子どもたちにとっては写真やイラストは目を引くものもあるので、子どもたちが興味を持ちやすいのではないかと思います。ですが、平成30年から導入する教科書なので、ちょっと写真が古いかなとも感じました。学研では「金の斧」の話が途中まで書いてあって、あとは皆さんで演じてみましょうというものもありました。演じるのも良いかと思いますが、道徳の授業としては演劇までいかななくてもいいのではないかと感じました。全般的に各社

ともいろいろ考えながら教科書をつくっていると思いました。

○細田教育委員 今までも道徳の授業はあったわけですが、ここで改めて「特別の教科 道徳」という名前になったわけです。「こんなことを勉強するんだ」と子どもたちがわくわくしながら授業が始まって、さまざまな考えに触れられる時間になるといいと期待しています。2020年東京オリンピック・パラリンピックの話題が盛んですが、スポーツやオリンピックにかかわる教材があると、子どもたちの意識の向上が生まれるのではないかと常々思っています。例えば、学校図書の『かがやけ みらい』では、3年生ではパラリンピックや、ワールドカップのごみ拾いなどの話題が取り上げられていました。こういう教材があると、スポーツ好きの子どもたちは喜びます。東京書籍の『新しい道徳』では、がんばりシールの活動などは向上心を育てるという意味で、目で見える形になっておもしろいと思います。教科書ごとに振り返りの仕方に工夫があるのだと思いました。

○名取教育委員 皆さんがおっしゃったように「楽しく学べる」ことはとても大事だと思いますが、大人になっても、ちょっとした瞬間にふと思い出せるような質の高い文章に触れさせていただきたいと思います。と言いますのも、私は今もそういうことを日々経験して、ふと、小学生や中学生の時に教えてもらった教科書を思い出すことがあります。子どもの時はそんなふうに質が高いとか意識していませんでしたが、今になると素晴らしい教科書で習ったのだと思って、とてもそれが大事だという気がするからです。

それから、人権についても先ほども申し上げますが、より広い観点からいろいろと学べる機会があるような教科書が良いと思っています。例えば、光村図書の『きみが いちばんひかるとき』というシリーズでは、それぞれの教材の質がとても高い気がしました。特に、5年生で、子どもの権利条約について記載があります。子どもは権利も持っています。権利条約は国が批准していますが、そういうことも小学校5年生で学べるとすごく良いと思いますし、隣町には全生園があります。5年生の教科書ではハンセン氏病について非常に客観的な記述があります。また、違う教科書の教育出版では、1年生の命の始まりのところではイラストを中心として命について分かりやすく考えさせようとしていると思いました。

○細川教育委員 別冊ノートが付いている教科書がありました。別冊ノートを1冊ずつ見せていただきましたが、そのノートがあると授業の型が決まってしまうのではないかと感じました。「読む道徳」から「考える、議論する道徳」ができる教科書が望ましく思っているので、お子さんに応じて授業を展開できる広がりを持った教科書を使ってもらいたいと思います。

○名取教育委員 子どもたちは、とてもするどい感性を持っていると思います。質の高い文章や心に残る名言に触れると、本当に将来の糧になると思います。もう一つ、挿絵についてもよく思い出します。よく見ると、とても丁寧に書いている心のこもった挿絵と、そこまでの心がこもってないように見受けられるものがありました。例えば、コンピューターでつくった絵画のような挿絵がありましたが、子どもたちにはできるだけ心を込めて描かれた挿絵を毎日見てもらえるといいなという気がします。

○細田教育委員 私は、教科書全体としてのバランスがとれていることが必要だと思います。1年生の初めであればまだ平仮名も習っていないですから、イラスト中心にしたものの方が良いのかなと思います。しかし授業ですから、アニメなどの今はやっているキャラクターでは難しいのではないかと思います。6年生の終わりになると中学校生活が視野に入り、体も大きくなり、勉強も進んでいきます。なので、内容もちょっと難しいぐらいのものでも良い

かと思えます。チャレンジさせてみたい気持ちもあります。自分なりの考えを持つことが目的ですから、ちょっとぐらい難しくても、私も後に残るような内容が良いと思えます。なお、だんだんに大人になっていくことを意識できるように、段階性が教科書にも求められると思えます。

○直原委員長 ほかにいかがでしょうか。

○尾関教育委員 これまでも副読本がありましたが、副読本から教科書になったのにあまり内容が変わっていないものもあったと思えます。先生方の評価の中でも幾つか見受けられました。教科書になったわけですから、教科書会社が力を入れてやっていることが先生たちにも分かるような必要があると思えます。「教科になって、教科書として使っていくのだ。これを基に、考え、議論していくのだ」ということを先生たちにも伝わるような教科書会社の気持ちが反映されているべきではないか。私はそういうことも考えながら採択していきたいと思っています。

○直原委員長 ありがとうございます。「考え、議論する道徳」ということですので、取り上げている題材としてはさまざまな角度から捉えられる題材であり、そして登場人物のそれぞれの立場、あるいはそれぞれの視点から違った見え方がするような題材であると、子どもたちが議論する中で議論がより深まっていくのではないかと思います。そういった素材を取り上げている教科書を選びたいと思っています。

それから、議論するということですので、議論の流れをあまり誘導して方向付けてしまってもいけないですし、かといって議論の取っかかりと申しますか、一定の指針も示さないといけないと思えますので、そのバランスがとれているかどうかということも判断の要素にしていきたいと思っています。

それでは各委員のご意見を大体お出ししていただきましたので、採決に入らせていただきます。採択の仕方ですが、厳正を期すために無記名の投票としたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

そのようにさせていただきます。それから、決定については多数とし、過半数の票を得た教科書がない場合には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第4項によりまして、教育長の私が決定させていただきます。それでは、投票の方法などについて事務局から説明をお願いします。

○小堀教育総務課長 この後、教育長と4名の教育委員の方々に投票用紙をお配りします。ご判断された教科書会社名の上の欄に1社のみ「○」を付けていただき、投票箱に入れていただくようお願いいたします。回収された投票用紙はその場で開票し、1票ずつ読み上げた上で結果を発表します。

(投票用紙配付) (投票・開票)

それでは、1票ずつ読み上げさせていただきます。光村図書。光村図書。光村図書。光村図書。光村図書。投票箱は空になっていることをご確認いただければと思えます。集計結果を申し上げます。光村図書5票です。

○直原教育長 それでは「議案第26号 平成30年度使用東久留米市立小学校使用教科用図書『特別の教科 道徳』の採択について」、採決結果を確認します。本市おける小学校の「特別の教科 道徳」の教科書は光村図書とすることに決定しました。本件については以

上です。

次の議題まで会場の整理が必要になりますので、暫時休憩とします。

(休憩 午前10時59分)

(再開 午前11時02分)

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○直原教育長 会議を再開します。次に、「議案第27号 平成30年度東久留米市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○師岡教育部長 「議案第27号 平成30年度東久留米市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について」、上記の議案を提出する。平成29年8月3日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由ですが、平成30年度に東久留米市立小中学校特別支援学級が使用する教科用図書の採択を行う必要があるためです。詳しくは指導室長から説明します。

○穴戸指導室長 東久留米市教科用図書採択要綱第15条の2に、特別支援学級で使用する教科用図書の採択についての記載があります。この規定に基づき、「平成30年度使用東久留米市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択」に係る事務手続を進めてきました。

委員の皆様には、各校から申請のありました調査資料とその見本本を用意しています。ご審議のほどよろしくお願ひします。それでは、特別支援学級使用教科用図書選定調査委員会の委員長から説明をしてもらいますが、よろしいでしょうか。

○直原教育長 委員長の鳥海先生、席にご着席をお願いします。

(鳥海調査委員会委員長 着席)

鳥海先生、一般図書の調査の取りまとめを行っていただきましてありがとうございました。その調査の経緯等のご報告をお願いします。

○鳥海委員長 教科用図書選定調査委員会の委員長を務めました第三小学校長の鳥海です。よろしくお願ひします。先ず、委員会の開催経過と協議の内容を説明します。5月11日(火曜日)及び7月18日(火曜日)に、特別支援学級使用教科用図書選定調査のための委員会を開催しました。5月11日の第1回は特別支援学級設置小学校4校、中学校3校の計7校の校長が出席をして会が成立し、委員長を選出しました。その結果、私とその任を受けました。

続いて、教育委員会事務局から趣旨説明がありました。そして、特別支援学級設置校別資料作成委員会に、資料を作成し、依頼することとしました。7月18日に第2回特別支援学級使用教科用図書選定調査委員会を開催しました。各学校が教科用図書として使用を希望する一般図書の調査資料について検討を行いました。その際、本選定調査委員会では東久留米市教科用図書採択要綱実施細目に則り、「①内容」「②構成・分量」「③表記・表現」「④その他」という4観点に加え、次の視点を念頭に資料が適切かどうかを調査しました。一つは児童生徒一人ひとりの障害の程度が違うので、その実態に応じて最もふさわしい内容のものを選定すること。第2に、可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容を持つ図書であること。第3に、上学年で使用することとなる教科用図書との関連性を考慮すること。さらには教科用として使用する上で適切な体裁の図書であること。例えば、音声のみによる教材、ジグソーパズル型、切り絵型工作などの図書としての体裁を成していないも

のは除いています。その結果、各校から提出された資料は適切であると判断されました。

本日、各学校から申請が出ている「平成30年度特別支援学級使用教科用図書一覧」と、選定調査委員会で適切であると判断された調査資料を配付しています。また、若干の見本本も用意しています。以上で報告を終わります。

- 直原教育長 ありがとうございます。ただいまのご説明について委員の皆さんからご質問等がありますでしょうか。
- 名取教育委員 使用教科用図書一覧を拝見しますと、発行者名が一般の会社である検定本と、発行者名の欄が空欄、要するに検定本となって、文部科学省が著作をした教科書のような感じがするのですが、これは通常学級では使っていないようですね。これはどういうことでつくられていて、どういう目的で特別支援学級が使用するのかについてご説明いただければと思います。
- 鳥海委員長 発行者名が入っていないものは検定本で、通常学級で使われている教科書と同じものになります。
- 名取教育委員 そうなのですか。
- 鳥海委員長 文部科学省著作教科書については、例えば、神宝小学校から出ている国語の東京書籍、国語で星三つとなっているものについては「特別支援学校使用」と書いてありますが、これがいわゆる文部科学省著作教科書で、通常「星本」と呼ばれている内容の教科書です。国語の東京書籍の欄をご覧くださいと、検討本は発行者名が書いていない学校もありますが、東京書籍や学研では検定本にも実は発行者名が入っています。
- 名取教育委員 発行者名はありますが、星が三つと書いてあって（特別支援学校使用）というのがあります。
- 鳥海委員長 こちらは文部科学省で著作している教科書です。
- 名取教育委員 特別支援学校用ということですか。
- 鳥海委員長 はい、それを対象につくられているものです。ただし、特別支援学校ではこの本だけを使用しているのだけではなく、一般図書も使用していますので「並行して」ということになります。特別支援学校ではさまざまな発達段階の子どもたちがいます。教科によって能力差が大変あります。一般図書、文部科学省の著作教科書、通常学級で使用する検定本などを広く視野に入れて、子どもたちの発達段階に合ったものを取り入れていくということを考えています。
- 名取教育委員 星三つはどのような方を対象にした教科書ですか。
- 鳥海委員長 文部科学省が著作権を有する著作している教科書として、次第に星が多くなってくると難易度が増してくるという形になります。
- 名取教育委員 そういうことですか。一つから幾つまであるのですか。
- 鳥海委員長 四つまでです。
- 直原教育長 ほかにはいかがでしょうか。
- 細田教育委員 検定本を使用している学年や教科もあるようですが、子どもたちに負担を生じさせていないか伺います。
- 鳥海委員長 第1学年の教科書と各学年の音楽、図工、家庭科、生活、書写などに検定本を選んでい学校もあります。検定本を使用するところについては主に交流学习が可能な学年、教科、児童に検定本を使用しています。学年相応の学習が比較的可能な教科であり、通常学

級との交流のときに使用することになっています。児童自身が、該当学年がどんな学習をしているかを知るためにも、学年の検定本を何冊か選定することは有効であると考えています。

- 細川教育委員 「インクルーシブ教育」「ユニバーサルデザイン」といった言葉をよく聞きます。全ての学校がそういう視点を持った検定本を取り入れないのはなぜですか。
- 鳥海委員長 特別支援学級の考え方にご理解をいただいております。子どもの発達段階は各学級それぞれさまざま、通常学級へのボーダーライン上にいる子どももいれば、特別支援学校も視野に入れながら、特別支援学級を選んでいる児童もいます。そこで、個に応じた適切な指導を行うために検定本だけではなくて、文部科学省著作教科用図書や一般図書の使用なども検討しています。
- 尾関教育委員 特別支援学級で使用する教科書については毎年採択していますが、今年の特徴的なものがあるのかどうか、また、小学校と中学校が表では別になっていますが、通常の小学校と中学校でも接続の問題が上がっています。特別支援学級でも小学校と中学校を意識した工夫があるのかどうか伺います。
- 鳥海委員長 教科書として昨年度と大きく変わったところはありません。ただし、子どもたちの発達段階に応じた選定ということでは、各学校とも「このような本を使ってここが良かった」という学級間の交流もしています。ここに一部ですが見本本がありますのでご覧いただければと思います。

「小中学校での接続を意識する」ということでは、こちらも見えていただければと思いますが、小学校で学んできた基礎的、基本的な学力をさらに発展させるために、入級予定の児童の実態把握、実態調査、実態確認を丁寧に行っています。小中連携のときには先生方が交流し、子どもたちの実態を見るなどの情報提供はかなり行っているつもりです。小学校で使用している使用教科書の内容も、しっかりと中学校の先生には把握していただいております。また、中学校では実生活に必要な生活力を養っていく必要もありますので、純粋な学力を目的とするものではなく、暮らしに役立つシリーズを採用して、体験的なさまざまな知識を身に付けていくことに留意をして選定を行ったり、既習の内容を繰り返した内容ができるように選定を行っています。

- 直原教育長 ほかにご質問等がありますか。よろしいでしょうか。それでは鳥海委員長への質問は以上とさせていただきます。鳥海委員長、ありがとうございました。

(鳥海調査委員会委員長 退席)

そのほかにご意見等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは採決に入りたいと思います。採決について確認をさせていただきます。先ほど鳥海委員長から調査の経緯、そして一般図書選定の必要性などについてご説明いただきましたけれども、採決については1校ずつ行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

そのようにさせていただきます。「議案第27号 平成30年度東久留米市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について」の採決に入ります。

初めに、第三小学校の教科用図書一覧にあるものでよろしいでしょうか。

(全員挙手)

全員挙手です。

続いて、第七小学校の教科用図書一覧にあるものでよろしいでしょうか。

(全員挙手)

全員挙手です。

次に、神宝小学校の教科用図書一覧にあるものでよろしいでしょうか。

(全員挙手)

全員挙手です。

次に、南町小学校の教科用図書一覧にあるものでよろしいでしょうか。

(全員挙手)

全員挙手です。

次に中学校です。先ず、東中学校の教科用図書一覧にあるものでよろしいでしょうか。

(全員挙手)

全員挙手です。

次に、西中学校の教科用図書一覧にあるものでよろしいでしょうか。

(全員挙手)

全員挙手です。

最後に、中央中学校の教科用図書一覧にあるものでよろしいでしょうか。

(全員挙手)

全員挙手です。

以上、各校にわたりまして各委員のご賛同を得ましたので、議案第27号は可決することに決しました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○直原教育長 次に「議案第28号 「平成29年度（平成28年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」の策定について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○師岡教育部長 「議案第28号 「平成29年度（平成28年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書」の策定について」、上記議案を提出する。平成29年8月3日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その報告書を議会に提出するとともに公表することが義務づけられているためです。詳しくは教育総務課長から説明します。

○小堀教育総務課長 説明します。「平成29年度（平成28年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書」は、平成26年度から30年度までの5カ年を計画期間とする「東久留米市教育振興基本計画」を達成するために策定した「平成28年度事業計画」の110の事業対象に、教育委員会及び有識者により点検及び評価を行いました。有識者には教育委員会の各所管が作成した取り組み状況の「実績」及び「評価」の案を評価していただきました。そして、その有識者による評価も含め、最終的に、本日教育委員会にてご審議いただくものです。

報告書の構成についてご説明します。110の対象事業一覧は3ページから11ページまで、12ページから124ページまでは110の事業の個別シートとなっています。2ペー

ジにお戻りください。《取組状況の評価》は「前進」「進行中」「停滞」の3段階、《今後の方向》については「拡充」「継続」「改善」「縮小」の4段階で平成25年度の「平成24年度分評価」からこの評価形式を用いています。

続いて、125ページをお開きください。報告書の策定に当たりましては、評価をお願いします日本体育大学の角屋重樹先生と東京理科大学特任教授の並木正先生に説明会を開催するとともに、本市の学校教育の現場を視察していただいています。有識者の評価については次の126ページから掲載しています。角屋先生からは「平成28年度の事業についておおむね取り組みが進行中、今後の方向が継続となっているので、施策の効果が見込まれるため、今後はより高い目標を掲げ、一層の工夫を行うことが大切である」とのご意見を。また、並木先生からは「市の地域色を生かした体験活動を通常の教科学習につなげていくことが大切である。体験の意味や市の気候風土や歴史との関係を調べたりすることこそが、思考力や判断力を育む学習につながる」とのご意見をいただきました。それぞれのご意見については、今回の報告書に反映できるところは取り込ませていただきました。また、全体に及ぶことについては、平成30年度の事業計画を策定していくに当たって参考にさせていただきたいと考えています。

今後の予定ですが、本日ご承認をいただけましたら9月の市議会に報告し、ホームページ等で公表していきたいと考えています。

○直原教育長 ただいまの説明についてご意見やご質問等がありますでしょうか。

○尾関教育委員 今回、新たに有識者になっていただいた並木先生のご意見ですが、単に現状を評価するだけではなく、個別にこういう点が足りない、あるいはこういう点が必要だということを加えていただいていますので、非常に分かりやすく、東久留米市の教育委員会としてもきちんと受け入れていく評価だと思います。ぜひ、来年度以降のいろいろな施策にも反映していくべきだと感じました。

○名取教育委員 この報告書が作成されるまで、私たちも委員はいろいろ意見を出させていただきましたが、それに対して事務局で真摯に全部お答えいただきましたので評価していません。ありがとうございました。

○直原教育長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは採決に入ります。「議案第28号「平成29年度（平成28年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書」の策定について」を採決します。

本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手です。よって、議案第28号は承認することに決しました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○直原教育長 次に「議案第29号 平成29年度東久留米市一般会計（教育費）9月補正予算（案）について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○師岡教育部長 「議案第29号 平成29年度東久留米市一般会計（教育費）9月補正予算（案）について」、上記の議案を提出する。平成29年8月3日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長に教育委員会の意見を述べる必要があるためです。詳しくは指導室長から

説明します。

○**宍戸指導室長** それでは、平成29年度一般会計（教育費）9月補正予算（案）について、指導室から合計8件についてお願いします。先ず、東京都の事業委託に関しては6件、それから特別支援学級については2件です。

《歳入予算の減額補正を行い、歳出予算の組み換えを行うもの》から説明します。「1 日本の伝統・文化の良さを発信する能力・態度の育成事業」です。当初1校当たり27万円で計上していました。第三小学校と小山小学校の2校が指定されていますが、共に通訳派遣分の執行がなかったことから減額補正をし、経費については当初予算計上時から変更が生じているために歳出予算を組みかえるものです。続いて「2 オリンピック・パラリンピック教育推進校事業」です。これは東京都から全小中学校が委託を受けているものです。委託金については当初1校当たり30万円で計上していましたが、東京都から全校各25万円へと変更になりました。昨年度に続いて南中学校についてはアワード校、今年度は神宝小学校がパラリンピック競技応援校に指定されている分の加算もありまして、総体としては減額補正を行い、歳出予算70万円の組み替えを行っていただきたいと思います。

続いて、《歳入予算は変わらず、歳出予算の組み換えを行うもの》です。「1 スーパーアクティブ実践校事業」です。これは東京都教育委員会で体力向上を先進的に取り組む中学校として、スーパーアクティブスクールを指定しています。本市では久留米中学校が指定を受けています。委託金については変更ありませんが、経費については当初予算計上時から変更が生じているため、歳出予算を組み替えるものです。続いて、「2 アクティブ・ライフ研究実践校事業」です。こちらは東京都教育委員会で児童の体力向上を目指すために、健康教育に先進的に取り組む小学校をアクティブ・ライフ実践校に指定しています。本市では下里小学校が指定を受けています。委託金について変更ありませんが、経費については当初予算計上時から変更が生じているため、歳出予算を組み替えるものです。

続いて、《歳入予算を組み換えるもの》です。「1 道徳教育推進拠点校事業」です。東京都教育委員会では、各区市町村の道徳教育推進の中核的な役割を担う学校を東京都道徳教育推進拠点校として位置付けています。本市で第三小学校と西中学校が指定を受けています。こちらでも委託金について変更ありませんが、経費については当初予算計上時から変更が生じているため歳出予算を組み替えるものです。「2 学力ステップアップ推進地域指定事業」です。こちらは東京都教育委員会で算数、数学、理科、国語に関する児童生徒の基礎学力の定着を図るため都内19市町村を学力ステップアップ推進地域として指定し、基礎学力定着アドバイザーによる校内研修や研究授業等を通じた教員への支援及び外部指導員による児童生徒への補習等を実施しています。本市は都の指定を受けており、1,199万9千円の交付が確定しています。経費については、当初予算計上時から変更が生じているため歳出予算を組み替えるものです。

続いて、《歳入予算を増額するもの》です。小学校の「特別支援学級宿泊学習事業」です。対象児童数については過去5年間の対象児童数の伸び率から85人と見込んで予算計上しました。予算計上後の平成29年2月の転学相談で2人、3月の転学相談で3人が平成29年4月から特別支援学級の転学となりました。また、平成29年6月の転学相談において2人が特別支援学級へ転学することになり、当初の対象児童数の見込みを7人上回っています。また今後についても、この1年間での転学した児童数の平均値からすると5人が見込まれま

す。先ほど今年度6月の転学相談でということで2人おりましたので、3人と先ほどの7人の全部で10人分の増額補正を行うということで、14万5,000円になります。

続いて、《歳出予算の減額するもの》です。中学校の「特別支援学級宿泊学習事業」ですが、こちらは対象生徒数については過去5年間の対象生徒数の伸び率から55人と見込んで予算計上していました。実際に入級した生徒は46人でした。ただし、1人は障害の状況から宿泊学習には参加しないということで対象生徒数は45人となりましたので、10人減の減額補正ということで15万円の減額補正を行いたいと考えています。

○直原教育長 ただいまの説明についてご質問等がありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは採決に入ります。「議案第29号 平成29年度東久留米市一般会計（教育費）9月補正予算（案）について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手です。よって、議案第29号は承認することに決しました。

◎閉会の宣告

○直原教育長 以上をもちまして平成29年第8回教育委員会定例会を閉会します。

(閉会 午前11時46分)

東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

平成29年9月1日

教育長 直原 裕 (自 署)

署名委員 尾 関 謙一郎 (自 署)